

別紙

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、次のとおり余裕期間を設定した工事である。

1 余裕期間及び実施工期

- (1) 余裕期間： 契約締結日の翌日から令和8年4月30日まで
- (2) 実施工期： 令和8年5月1日（工事着手日）から完成期限まで

2 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない、また、現場代理人の常駐を要しない。

3 工事着手届出書

工事着手届出書は上記工事着手日に提出すること。

4 請負代金内訳書及び工程表

請負代金額内訳書及び工程表については、契約後速やかに提出し、監督員と協議の上必要な準備等を行うこと。

5 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができるが、素材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。

6 前払金について

請負人は、建設工事請負契約書第35条の規定にかかわらず、工事着手日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

7 CORINSへの登録について

技術者の従事期間は、実施工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）